

所定疾患施設療養費にかかわる治療の実施状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年4月に前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。所定疾患療養費とは、介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の所定の疾患を発症した場合における施設での医療について評価されるものです。

令和5年度の実施状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

所定疾患	人数	治療日数	項目	内容
肺炎	21	121	投薬	Lケフラックス、オーグメンチン、アモキシシリン
			点滴	セフトリアキソン、ベネトリン、生食
			検査	血液検査、胸部レントゲン
			処置	喀痰吸引、酸素吸入
尿路感染症	54	425	投薬	Lケフラックス、
			点滴	セフトリアキソン
			検査	尿一般検査、血液検査
			処置	
蜂窩織炎	14	73	投薬	ミノサイクリン、Lケフラックス、レボフロキサシリン
			点滴	
			検査	
			処置	
带状疱疹	2	14	投薬	バラシクロゼル
			点滴	
			検査	
			処置	